

# 平成29年度保育料徴収金額表

(単位：円)

階 層		保育料 (月額)												
		0～2歳児クラス 平成26年4月2日以後生まれ				3歳児クラス 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生まれ				4～5歳児クラス 平成23年4月2日～ 平成25年4月1日生まれ				
		標準時間		短時間		標準時間		短時間		標準時間		短時間		
区分	定義	基準額	半額	基準額	半額	基準額	半額	基準額	半額	基準額	半額	基準額	半額	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	AB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C2	市民税所得割 33,300円未満	9,800	0	9,600	0	7,500	1,900	7,400	1,850	7,500	1,900	7,400	1,850	
C3	48,600円未満	13,200	0	13,000	0	11,500	2,900	11,300	2,800	11,500	2,900	11,300	2,800	
C4	50,900円未満	14,100	0	13,900	0	12,200	3,050	12,000	3,000	12,200	3,050	12,000	3,000	
C5	63,600円未満	16,700	0	16,400	0	14,800	3,700	14,500	3,600	14,800	3,700	14,500	3,600	
C6	78,600円未満	ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯	21,400	0	21,000	0	19,900	4,950	19,600	4,900	19,900	4,950	19,600	4,900
		上記世帯以外	21,400	0	21,000	0	19,900	9,950	19,600	9,800	19,900	9,950	19,600	9,800
C7	97,000円未満	25,400	0	25,000	0	24,000	12,000	23,600	11,800	24,000	12,000	23,600	11,800	
C8	117,300円未満	31,600	0	31,100	0	27,900	13,950	27,400	13,700	26,600	13,300	26,100	13,050	
C9	138,300円未満	39,200	0	38,500	0	29,200	14,600	28,700	14,350	27,000	13,500	26,500	13,250	
C10	169,000円未満	42,900	0	42,200	0	30,300	15,150	29,800	14,900	27,400	13,700	26,900	13,450	
C11	183,300円未満	47,100	23,550	46,300	23,150	31,500	15,750	31,000	15,500	27,900	13,950	27,400	13,700	
C12	228,900円未満	53,000	26,500	52,100	26,050	32,700	16,350	32,100	16,050	28,500	14,250	28,000	14,000	
C13	301,000円未満	61,000	30,500	60,000	30,000	34,000	17,000	33,400	16,700	29,100	14,550	28,600	14,300	
C14	346,600円未満	66,500	33,250	65,400	32,700	34,700	17,350	34,100	17,050	29,400	14,700	28,900	14,450	
C15	346,600円以上	75,600	37,800	74,300	37,150	35,500	17,750	34,900	17,450	29,700	14,850	29,200	14,600	

- 1 同一世帯（A階層の世帯を除く）から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入園又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合における徴収金額は、下記の表の左欄に掲げる児童につき、同表右欄に定める額とします。

C 2階層からC 15階層まで	児童順位		表適用欄
	① 最も年齢が高い児童（2人以上の場合は、そのうち1人）		基準額
	② ①以外の児童のうち最も年齢が高い児童（ " ）		半額
	③ ①及び②以外の児童		0円

- ・ 保育料を計算する場合、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等は適用しません。
- 2 月の途中で入園又は退園した場合のその月の保育料の額は、基準額表の規定による額を日割りした額とします。
- 3 災害、病気その他やむを得ない事由により扶養義務者の収入または必要経費に著しい変動が生じたため、保育料を納入することが困難になった場合、「延納」及び「減免制度」などがありますのでご相談ください。  
 なお、婚姻によらないでひとり親となった方に対する、死別、離婚によるひとり親家庭への寡婦（夫）控除の適用も、減免制度の対象となります。  
 上記により保育料の免除を受けようとするときは、保育料の免除申請書の提出が必要になります。
- 4 C 2階層からC 5階層※において生計が同一のお子さんについて同時就園条件を撤廃し年齢が高い順に第1子、第2子…と算定しています。また、C 2階層からC 6階層のひとり親世帯・在宅障がい者世帯については、第1子に対して基準額の1/4額の保育料を適用し、第2子以降は保育料が無料となります。  
 ※ひとり親世帯・在宅障がい者世帯については、C 2階層からC 6階層までが対象となります。
- 5 C 2階層からC 9階層までの生計が同一のお子さんについて同時就園条件を撤廃し年齢が高い順に算定した場合、第3子目以降は保育料が無料となります。
- 6 5に加え、0～2歳児クラスのC 2階層からC 10階層までの生計が同一のお子さんについて同時就園条件を撤廃し年齢が高い順に算定した場合、第2子目以降は保育料が無料となります。